

**産業医の巡視頻度が
2ヶ月に一度でよくな
ります**

「働き方改革」

- ・時間外労働の上限規制
等に関する政労使提案
発表
- ・実行計画（案）発表

同一労働同一賃金に対する
お問い合わせや制度見直し
のご相談は下記まで



発行者：東京総合
社会保険労務士法人

住所：〒103-0028
東京都中央区八重洲 1-7-20
八重洲口会館 8F
TEL. 03-5299-6181

<http://www.tokysogo.jp/tsssal/>

1. 産業医制度等に係る省令改正について

産業医制度の在り方に関する検討会（平成 28 年 12 月公表）の報告書に基づき、安全衛生規則等について、下記の改正を行う。

2017 年 3 月 29 日交付、2017 年 6 月 1 日施行

条文	項目	現行	改正後
労働安全衛生規則第 15 条 関係	産業医の定期巡視の頻度	産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる	下記の要件を満たす場合、産業医による作業場等の巡視の頻度を少なくとも 2 月に 1 回とすることができる ①事業者から毎月 1 回以上産業医に所定の情報（衛生管理者が週 1 回以上行う作業場等の巡視結果・衛生委員会等の調査審議を経たもの）が提供されている ②事業者の同意がある
労働安全衛生規則第 51 条の 2 ほか 8 省令 8 条文関係	健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要なとなる情報の提供	事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康保持に必要な措置について、医師から意見を聴取する	事業者は各種健康診断の有所見者について、医師等が就業上の措置等に関する意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報について、医師等から求められたときは、これを提供しなければならない
労働安全衛生規則第 52 条の 2 関係	長時間労働者に関する情報の産業医への提供	事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた時間が、1 月当たり 100 時間を超える労働者について、労働者からの申出に基づいて医師による面談指導を行う	事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた時間の算定を行ったときは、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない

2. 働き方改革実行計画（案）

政府は、官邸で働き方改革実現会議を開き、取りまとめるとしていた働き方改革実行計画の政府案を示した。

主な項目	内 容
同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善	ガイドライン(案) [※] を原則となる考え方として、今後法改正の立案作業を進める。 [※] 東京総合ニューズレターNo.7 参照
賃金引上げと労働生産性向上	最低賃金の引き上げ、助成制度創設等
罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正	下記(1)～(4)
柔軟な働き方がしやすい環境整備	テレワーク、副業・兼業の推進
女性・若者の人材育成等活躍しやすい環境整備	女性活躍の推進、若者に活躍に向けた支援・環境整備
病気の治療と仕事の両立	会社の受入意識改革・体制の整備、産業医等機能の強化
子育て・介護等との仕事の両立、障害者の就労	両立支援策の充実・活用促進、障害者の就労支援
雇用吸収力、高付加価値産業への転職等支援	転職者の受入企業支援等の指針策定等
誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業支援、外国人材の受け入れ等	

(1) 時間外労働の上限規制

日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、働き方改革を強力に推し進めるため、罰則付きの上限規制導入に合意し、実行計画（案）にも盛り込まれた。

原 則	週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度 月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、罰則を設ける
特 例	臨時的な特別の事情がある場合として、労使協定を結ぶ場合 ① 年 720 時間 （月平均 60 時間） ②一時的であっても上回るできない上限を 月 100 時間未満[※] （2～6ヶ月の平均でいずれも 80 時間以内[※] ） ③特例の回数は年 6 回まで [※] ②については 休日労働時間も含む
適用除外	自動車の運転業務、建設事業、医師、新技術・新商品等の研究開発の業務については、現行制度では適用除外となっているが、今後、所要の見直しを行う

(2) 勤務間インターバル制度

前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を労働時間等の設定の改善に関する特別措置法および指針に盛り込む予定。

(3) パワーハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策

労働者が健康に働ける職場環境整備のため、パワーハラスメント防止を強化し、併せて過労死等防止対策推進法に基づく大綱において、メンタルヘルス対策等の新たな目標を掲げる。

(4) 監督指導の徹底

過重労働撲滅のための特別チーム（かたく）による重大案件の捜査などを進めるとともに、違法な長時間労働等が複数事業場で認められた企業などには、企業本社への立ち入り調査や企業幹部に対する指導を行う。

また、36 協定未締結事業場に対する監督指導を徹底するとともに、労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置を明らかにしたガイドラインに基づき、労働時間の適正な管理を徹底する。

(5) 成立・施行

現在提出中の労働基準法改正案（中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、年次有給休暇の確実な取得、高度プロフェッショナル制度の創設、企画型裁量労働制の見直し等）の早期成立を図るとともに、実行計画に基づき労働基準法改正案を年内国会へ提出予定。